

令和2年5月28日

保護者 様

津市教育委員会

平常日課による授業の開始及び段階的な部活動の再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策に各ご家庭においてご対応いただき、ありがとうございます。

令和2年5月14日に新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言対象区域から三重県が外れたこと及び津市における感染拡大状況を踏まえ、「新しい学校生活スタイルウォームアップ期間」として、5月18日より学校における教育活動を段階的に再開してまいりました。

この度、三重県及び津市における感染拡大状況を踏まえ、6月1日から給食を再開し、平常日課による授業を実施するとともに、中学校および義務教育学校（後期課程）における部活動を再開します。

しかしながら、本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。私たちは、今後、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければならないという観点から、学校においても「3つの密」を徹底的に避けることや、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、お子様の健やかな学びの保障に向けて取り組んでまいります。

また、令和2年5月22日に文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」が出版され、「新しい生活様式」を踏まえた学校における行動基準が示されたことから、今後は本マニュアルの行動基準を基本とし、下記のとおり教育活動を実施してまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

※ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(令和2年5月22日 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_mext_00029_01.pdf



記

1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について

本市においては、現時点での国が示す地域の感染レベルは「レベル1」であると考えられるため、この行動基準を基本とした教育活動を実施してまいります。

※「レベル1」…新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域

2 学校生活における基本的な感染症対策について

引き続き、子どもたちが健康で安全な生活を送り、新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、以下の通り感染症対策を行います。

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られる児童生徒等については、自宅で休養させてください。
 - ・毎朝の検温及び風邪症状の確認をお願いします(健康観察カードの提出)。
 - ・登校後に発熱等の風邪症状がみられるお子様については、安全に帰宅し、症状がなくなるまで自宅で休養をお願いします。
- (2) 登下校時、外から教室に入る時、トイレの後、給食の前後といった機会でのこまめな流水と石鹸での手洗いを徹底します。必要に応じて手指消毒液を設置します。
- (3) 多くの児童生徒が触れる場所（ドアノブ、スイッチ、手すり等）は毎日消毒（アルコール消毒液または次亜塩素酸ナトリウム液で）を行います。用具、物品の共用は可能ならば避け、消毒ができるものは行い、使用後は手洗いをするよう指導する。
- (4) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けます。
 - ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行います。困難な場合はこまめに数分間程度、窓を全開にします。
 - ・空調使用時においても換気は必要であることに留意する。
 - ・児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置します。対面とならないような座席配置に工夫します。
- (5) 児童生徒および教職員は基本的に常時マスクの着用を行います。
 - ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すなどの指導を行います。その際には、換気や児童生徒等の距離に配慮します。
 - ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（文部科学省）」を踏まえ、適切な対応を行います。

3 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 各教科等の指導について

感染症対策を講じてもお、感染の可能性が高い以下の学習活動については、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施することを検討していきます。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

(2) 部活動について

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行います。活動にあたっては「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び、以下の事項に十分留意します。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が活動状況を確認します。
- ・生徒本人と保護者の参加の意向を優先し、顧問等が参加を強制せず、生徒が練習に参加しなかったことにより、不利益を受けることがないように配慮します。
- ・長期の休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意し、段階的な活動を行います。

また、熱中症が心配されることから、活動中は適宜休憩入れたり、こまめな水分補給（のどが渇く前にも）を行ったり、適切に対応するとともに、少しでも心身に不調を感じたら申し出るよう指導します。

- ・活動時間や休養日については、「津市立中学校部活動指針」及び各校の「学校部活動運営方針」に準拠し、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動に取り組みます。
- ・活動は当面の間、自校内で行い、対外試合、合同練習（中体連が認める合同チームは除く）、演奏会等は実施しないこととします。

(3) 給食について

6月1日より給食が始まりますが、配膳を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを「給食当番の衛生調べ」に則り毎日点検を行います。

さらに、給食当番はもとより、児童生徒等全員が配膳、食事前の手洗いを徹底するとともに、配膳台のアルコール消毒液等での消毒及び給食当番の手指消毒を行い、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を行います。

その他、具体的な活動場面ごとの感染対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、可能な限りの対策を行い、お子様の健やかな学びの保障に向けて取り組んでまいります。

事務担当

津市教育委員会事務局

教育研究支援課生徒指導・保健担当